

公益財団法人イヨボヤの里開発公社 歴史的景観保全助成金交付要綱

平成27年 4月 1日 制定
(公財) イヨボヤの里開発公社

(趣旨)

第1条 公益財団法人イヨボヤの里開発公社定款第3条の規定に基づき、城下町村上らしい歴史的遺産である茅葺屋根の武家屋敷が現存するお城山周辺の旧武家町地区において、観光の振興を図るため、歴史的景観の保全及び意識啓発を行おうとするもので、特に必要と認められた事業に対し予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げるものとする。但し、特に理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) お城山周辺の旧武家町地区内(別表1)の土地等の所有者又は権利等を有する者
- (2) お城山周辺の旧武家町地区内においてボランティア活動として、歴史的景観の保全及び意識啓発を行おうとする個人及び団体。

(交付対象行為)

第3条 助成金の交付対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 歴史的景観の保全 茅葺屋根の葺き替え及び補修
- (2) 歴史的景観の意識啓発 生垣及び樹木の保全、塀の修繕

2 前項第1号及び第2号に規定する行為は、村上市景観計画に定める「景観形成基準」の範囲内とする。

(助成額)

第4条 交付対象者が交付対象行為を行った場合は、別表2により助成金を交付するものとする。この場合において、算出された額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 算出された助成金額が10,000円未満の場合は、交付しない。

3 交付対象行為に国、県、市等からこの要綱に基づくもの以外の補助金等が充当されている場合は、その金額を交付対象事業費から控除するものとする。

(交付限度)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の交付対象行為に係る助成金の交付回数は、同一対象物件につき、1年1回とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、交付対象行為が完了する年度内に理事長に申請しなければならない。

- (1) 事業活動計画、実施箇所を示す位置図、平面図及び現況写真

- (2) 事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- (3) その他参考となる書類

（交付決定）

第7条 前条の規定による申請を受けた時は、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付申請の際に記載した内容又は添付書類を変更しようとするときは、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金変更交付申請書（様式第3号）を速やかに理事長へ提出しなければならない。この場合において、交付決定者は、次に掲げる書類を変更内容に応じて添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業活動計画、実施箇所を示す位置図、平面図及び現況写真
- (2) 変更後の事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- (3) その他参考となる書類

- 2 理事長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者が交付対象行為を中止し、又は廃止する場合は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、交付対象行為の完了の日から15日を経過する日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動が分かる資料、写真又は工事施工写真
- (2) 事業活動経費及び工事費等領収書の写し
- (3) 公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金請求書（様式第7号）
- (4) その他参考となる書類

（助成金の額の確定）

第10条 理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、活動及び工事の成果が第7条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金の決定の取消し)

第 11 条 理事長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により交付決定を受けたと認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、理事長は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 理事長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(歴史的景観修景助成要綱の廃止)

2 歴史的景観修景助成要綱（平成 6 年 6 月 30 日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施工の日前にこの要綱による廃止前の歴史的景観修景助成要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 1 (第 2 条関係)

お城山周辺の旧武家町地区内は
二之町・三之町・新町・杉原・堀片・羽黒口・飯野・飯野桜ヶ丘 とする。



別表 2 (第 4 条関係)

交付対象行為		助成金額
1	歴史的景観の保全 茅葺屋根の葺き替え 及び補修	屋根の葺き替え及び補修に係る経費の3分の1以内とし、限度額を100,000円とする。
2	歴史的景観の意識啓発 生垣及び樹木の保全 塀の修繕	生垣及び樹木の保全・塀の修繕に係る経費の2分の1以内とし、限度額を50,000円とする。

様式第1号（第6条関係）

公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）公益財団法人
イヨボヤの里開発公社 理事長

申請者 住所
氏名又は名称 ⑩
代表者氏名

年度において、標記助成金を受けたいので、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 施行場所 村上市
- 2 活動計画及び行為の内容
- 3 交付申請額 金 _____ 円（交付対象事業費 金 _____ 円）
- 4 着手予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 その他参考事項

※添付書類

- （1）事業活動計画、実施箇所を示す位置図、平面図及び現況写真
- （2）事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- （3）その他参考となる書類

様式第2号（第7条関係）

イ公 第 号
年 月 日

様

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
理事長

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付申請書」について、次のとおり交付することに決定したので、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円（交付対象事業費 金 _____ 円）

2 交付の条件

様式第2号（第7条関係）

イ公 第 号
年 月 日

様

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
理事長

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付申請書」について、次の理由により不交付と決定したので、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第3号（第8条関係）

公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）公益財団法人
イヨボヤの里開発公社 理事長

申請者 住所
氏名又は名称 ⑩
代表者氏名

年度において、標記助成金を受けたいので、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金変更交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて標記助成金の交付を申請します。

記

- 1 施行場所 村上市
- 2 変更となる活動計画及び行為の内容
- 3 変更交付申請額 金 _____ 円（交付対象事業費 金 _____ 円）
- 4 着手予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 その他参考事項

※添付書類

- （1）変更後の事業活動計画、実施箇所を示す位置図、平面図及び現況写真
- （2）変更後の事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- （3）その他参考となる書類

様式第4号（第8条関係）

イ公 第 号
年 月 日

様

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
理事長

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付申請書」について、次のとおり交付することに決定したので、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円（交付対象事業費 金 _____ 円）

2 交付の条件

様式第4号（第8条関係）

イ公 第 号
年 月 日

様

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
理事長

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金変更交付申請書」について、次の理由により不交付と決定したので、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）公益財団法人
イヨボヤの里開発公社 理事長

申請者 住所
氏名又は名称 ④
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定を受けた事業について、
次のとおり中止（廃止）したいので承認を受けたく、公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

様式第6号（第9条関係）

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金実績報告書

年 月 日

（あて先）公益財団法人
イヨボヤの里開発公社 理事長

補助事業者名 住所
氏名又は名称 ④
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金（変更）交付の決定を受けた事業が完了したので、公益財団法人
イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 施行場所 村上市
- 2 活動実施及び行為の内容
- 3 交付決定額 金 _____ 円
- 4 着手年月日 年 月 日
- 5 完了年月日 年 月 日
- 6 その他参考事項

※添付書類

- （1）事業活動が分かる資料、写真又は工事施工写真
- （2）事業活動経費及び工事費等領収書の写し
- （3）公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金請求書（様式第7号）
- （4）その他参考となる書類

様式第7号（第9条関係）

公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金請求書

年 月 日

（あて先）公益財団法人
イヨボヤの里開発公社 理事長

補助事業者名 住所
氏名又は名称 ⑩
代表者氏名

公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第9条の規定により、
次のとおり請求します。

1 助成金請求額 金 _____ 円

2 振込先

（1）金融機関名

（2）支店（出張所）名

（3）預金種類 普通 当座

（4）本人口座名義（カタカナ）

（5）口座番号

様式第 8 号（第 10 条関係）

イ公 第 号
年 月 日

様

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
理事長

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
歴史的景観保全助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で報告のあった助成金について、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

1 交付確定額 金 _____ 円

様式第 9 号（第 11 条関係）

イ公 第 号
年 月 日

様

公益財団法人イヨボヤの里開発公社
理事長

公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金について、次の理由により交付決定を取り消したので、公益財団法人イヨボヤの里開発公社歴史的景観保全助成金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

1 取消年月日

2 理 由

3 付 記